

掛川市規則第23号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「新型コロナ緊急支援対策室」を「ポストコロナかけがわビジョン検討室」に改め、同項の表中

「

新型コロナ緊急支援対策室	
--------------	--

」

を

「

ポストコロナかけがわビジョン 検討室	
-----------------------	--

」

に改める。

第9条第1項第1号ア中「総合計画」の次に「（ポストコロナに対応する総合計画の改定に関するものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ツ 特別定額給付金に関すること。

テ 新型コロナウイルス感染症緊急支援等に関すること。

第9条第1項第3号を次のように改める。

(3) ポストコロナかけがわビジョン検討室

ア ポストコロナに対応する総合計画の改定に関すること。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。